

令和4年9月28日  
商工労働部経営支援課  
担 当：枝久保、越坂  
電 話：076-225-1525 (内線 4470)

## 「被災事業者再建支援事業費補助金」の公募について

石川県では、6月能登地方地震及び8月豪雨により被害を受けた県内の小規模事業者及び中小企業に対し、事業の再建に向けた前向きな取り組みを支援する「被災事業者再建支援事業費補助金」を9月29日(木)より公募を開始します。

### 記

#### 1. 補助制度の概要

対象要件:6月能登地方地震及び8月豪雨により被害を受けた県内に本社又は、主たる事業所を有する中小企業者であること

(※市町が発行する被災証明・罹災証明等の交付を受けることが必要)

対象事業:生産性向上や販路開拓などの前向きな取り組み

補助金額:上限200万円(補助率1/2)

※小規模事業者の場合は、補助率を2/3に引き上げる

募集期間:令和4年9月29日(木)～10月17日(月)17時必着

※申請は、県内の商工会・商工会議所で受付します。詳細は、県ホームページ上に掲載する「公募要領」をご確認ください。

#### 2. お問い合わせ先

■ 石川県 商工労働部 経営支援課 経営支援グループ

TEL:076-225-1525

# 6月能登地方地震及び8月豪雨における事業再建支援 被災事業者再建支援事業補助金のご案内

被災事業者の事業再建に向けた前向きな取り組みを支援します  
公募期間：9月29日（木）～10月17日（月）

石川県 被災事業者再建支援事業費補助金

検索

## 申請要件



### 1. 対象者

**6月能登地方地震**及び**8月豪雨**により被害を受けた※  
石川県内に本社又は、主たる事業所を有する中小企業者等  
※上記被害によって、市町が発行する**被災証明・罹災証明**等の  
交付を受けることが必要

事業計画の策定にあたっては、  
**必ず商工会・商工会議所に  
事前にご相談ください**

### 2. 事業計画を策定すること

商工会・商工会議所の指導・助言を受け、  
事業計画を策定し、生産性向上、販路開拓など  
災害からの**事業再建に向けた前向きな取り組み**であること

## 補助額・補助率

＜小規模事業者の定義＞

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

補助金額 上限**200万円**

補助率 **1/2**

(小規模事業者は **2/3**)

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	

- 申請は、**商工会・商工会議所**で受付します。
- 申請後、厳正な審査の上、予算の範囲内で採択者を決定します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項をよく確認の上、事業計画を策定してください。

# 補助対象事業

被災事業者が事業計画を策定し、

**生産性向上**や**販路開拓**などの  
前向きな取り組みによる事業再建を図る事業を支援

## 【対象経費】

機械装置費・システム構築費、建物改装費、開発費、  
展示会等出展費・開催費、広告宣伝費 等

新サービスによる  
販路開拓



新商品開発による  
販路開拓



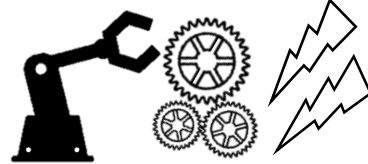
プロモーションによる  
販路開拓



システム構築による生産性向上



設備導入による生産性向上



# スケジュール

2022年  
9月29日

2022年  
10月17日

2022年  
11月頃

2023年  
1月31日

2023年  
2月～順次

公募開始

被災証明・罹災  
証明等の取得

事業計画策定

公募締切

審査

採択・交付決定

事業期間

交付決定の日  
～1月20日まで

実績報告

確定検査・額の確定

補助金請求

補助金交付

□ …事業者が行う手続き等



※申請は**商工会・商工会議所**にて受付します。

※補助対象事業に要する経費は、被災証明・罹災証明等に記載の自然災害が発生した日まで遡って補助対象とします。

※審査の結果、不採択となった場合は、補助金は交付されませんので、ご注意ください。

※補助金の支払いは、事業期間終了後、**精算払（後払い）**となります。